

令和6年5月31日  
＜問い合わせ先＞  
住宅局建築指導課  
住宅局参事官(建築企画担当)付  
代表 03-5253-8111

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する  
法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定・改正に関する  
意見募集の結果について  
(うち令和6年5月31日(金)公布の告示案部分)

国土交通省では、令和6年4月18日(木)から5月17日(金)までの期間において、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定に関する意見募集を行いました。このうち令和6年5月31日(金)公布の告示案部分について寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※上記の告示案以外の告示案に関する意見募集の結果につきましては、今後、当該告示の公布に併せて公表する予定です。

○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定・改正に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※22の個人・団体から合計83件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
<b>I. 木造建築物における構造規制の見直し</b> <b>I-1. 木造の建築物における壁量に関する基準の見直し</b> <b>(1) ①存在壁量への準耐力壁等の算入</b>		
1	準耐力壁の導入に合わせて、耐力壁の仕様の見直しも検討いただきたい。	今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。
2	準耐力壁等の仕様に適合する壁について、壁量計算において存在壁量に算入しないことは可能か。	壁量計算における存在壁量への準耐力壁等の算入は任意となります。
3	耐力壁面材を固定する釘の間隔を大きくした壁は、壁量計算において耐力壁量に算入しない雑壁として扱って問題ないか。	耐力壁や準耐力壁等の仕様に適合しない壁については、壁量計算における存在壁量に算入しないものとして取り扱って差し支えありません。
4	準耐力壁等に真壁仕様やその他派生する仕様も追加してほしい。	今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。 なお、壁倍率に関する大臣認定を取得することで、真壁仕様等についても使用することができます。
5	準耐力壁等のくぎ打の方法については規定されるのか。	準耐力壁等の具体的な仕様については、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）と同様に、規定することとしております。
6	木ずりの材や固定方法については規定されるのか。	建築基準法上、木ずりの材や固定方法に指定はございません。

7	準耐力壁の高さに関する基準として、横架材間内法寸法の 80%以上の注釈として、「注）複数の面材・木ずり等が一続きとなっている場合を含む」と記載されているのはどのような意味か。	複数の面材・木ずり等を準耐力壁として高さ方向に継いだ場合、それらの高さの合計を用いて確認することができるという趣旨です。
<b>(1) ②高い耐力を有する軸組の壁倍率の上限の見直し</b>		
8	壁倍率に関する大臣認定を既に受けているものについて、適用範囲に他の耐力壁と併用した場合の壁倍率の上限が5倍と定められている場合、改正告示の施行後は他の耐力壁と併用して壁倍率の上限を7倍としても良いか。	過去に取得された壁倍率に関する大臣認定の適用範囲を変更するためには、大臣認定の再取得が必要となります。再取得の方法については今後周知する予定です。
9	壁倍率が5倍を超える壁又は筋かいを使用する場合、周辺部材への影響は考慮する必要はないのでしょうか。	建築確認において、壁倍率が5倍を超える壁又は筋かいの周辺部材への影響を確認する必要はありません。ただし、柱、継手及び仕口等、周囲への影響について配慮することが望ましいことから、具体的な検討方法については、今後技術的助言等において周知してまいります。 なお、壁倍率が5倍を超えるものを大臣認定により認定する場合においては、適用範囲や条件を認定書に示すこととする予定としております。
10	壁倍率が5倍を超えることを想定した柱の仕口の仕様はあるか。	平成12年国土交通省告示第1460号表3に示す柱の仕口の仕様は従来の壁倍率が5倍以下の軸組に対応したものです。壁倍率が5倍を超える軸組の柱の仕口についてはいわゆるN値計算法による必要があります。具体的なN値計算法の見直し内容については、今後、技術的助言等においてお示しする予定としております。
11	併用によって壁倍率が7倍を超える場合、壁倍率は7倍として扱えばよい	壁量計算における存在壁量の算定に当たっては壁倍率を7倍と

	か？	して取り扱うこととなりますが、柱頭・柱脚の仕口の構造方法の検証にあたっては実際の倍率を用いることとし、四分割法や偏心率の検証に当たっては7倍及び実際の倍率の両方を用いて検証を行うこととなります。
<b>(1) ③筋かいを入れた軸組の壁倍率の算出方法の見直し等</b>		
12	筋かい、面材耐力壁の幅・高さの最小値や最大値については規定されるのか。	建築基準法上、耐力壁について幅・高さに関する規定はありません。
13	面材耐力壁では、軸組の高さが3.2mを超える場合にも壁倍率の低減をしないことでよいか。	貴見の通りです。
14	筋かいの高さが3.2mを超えた場合に壁倍率を低減することとされているが、3.2mの高さの根拠を示して頂きたい。	筋かいの高さが高くなると、所定の壁倍率が発揮できないことが実験で明らかとなっています。通常の壁倍率に乗ずる数値の算定式 $\alpha_h = 3.5 \times L_d / H_0$ において、当該軸組の柱間の距離 $L_d = 0.91\text{m}$ (木造住宅の基準寸法) とした際に $\alpha_h = 1$ となるのは、筋かいの高さ $H_0 \cong 3.2\text{m}$ となるため、 $H_0$ が3.2mを超えた場合に低減することとしています。
15	筋かいを入れた軸組の高さが一定の高さを超える場合に、壁倍率に乗ずる数値の算定式における $L_d$ (柱間の距離) は、柱芯間の距離か。	貴見の通りです。
16	多段筋かいの壁倍率・接合金物・柱頭柱脚金物について、仕様はどのように規定されるのか。	多段筋かいに関する仕様については、現時点では定めないこととし、大臣認定の取得により使用可能とする予定です。このため、多段筋かいの仕様や適用条件については、認定書に規定されることとなります。
17	今般の改正において、平成12年建設省告示第1460号第一号に規定されて	貴見の通りです。

	いる筋かい端部の仕口における接合方法は改正されないという理解でよいか。	
18	筋かい端部の接合方法は、どちらか一端のみを仕口に緊結すればよいのか。	改正告示による改正後の昭和 56 年建設省告示第 1100 号別表第一に規定する筋かいにおいては、その両端の端部を、柱とはりその他の横架材との仕口又はその周辺に緊結する必要があります。詳細については、今後、技術的助言等においてお示しする予定です。
19	令第 45 条では筋かい両端の端部を柱又ははりその他の横架材に金物で緊結しなければならないとあるが、横架材には土台も含まれるのか。	貴見の通りです。
<b>(2) 壁量に関する基準の見直し ①地震に対する必要壁量の算定の基準の見直し～③地震に対する必要壁量と存在壁量の比較</b>		
20	算定式（床面積あたりの必要壁量）において、 $C_0$ について 0.2、0.3 各値の末尾に「以上」を追記すべきではないか。	存在壁量が必要壁量以上であることを確認することから、ご指摘の追記は不要と考えております。
21	算定式（床面積あたりの必要壁量）中の $\sum w_i$ について、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 85 条の表を用いる場合は"地震力を計算する場合"の値を用いることでよいか。	貴見の通りです。
22	算定式（床面積あたりの必要壁量）において、 $\sum w_i$ には令第 2 条第 1 項第 3 号の床面積に含まれない部分の荷重は含まれるか。	$\sum w_i$ は、当該階が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和を用いるものであり、床面積に含まれない部分の荷重も適切に考慮する必要があります。
23	建築基準法上、在来軸組構法における壁量計算に当たっては、積雪荷重を考慮しないこととされているが、建築基準法上の枠組壁工法や性能表示制度と同様に積雪荷重を考慮すべきではないか。	在来軸組構法においては、現行の建築基準法上、積雪荷重は考慮しておりません。これまでの実態や被害の状況などを踏まえ、今般の改正後においても引き続き、在来軸組構法の壁量等の算定に際し、積雪荷重は考慮しない方針としています。
24	地震に対する必要壁量の算定にあたって、床面積あたりの必要壁量に乘以	貴見の通りです。

	る床面積は、令第2条第1項第三号に定める床面積であり、ポーチや吹きさらしバルコニー部などは含まれないという理解でよいか。	なお、オーバーハングや大きな吹抜けがある場合には、住宅性能表示制度における床面積の算定方法（各階の見上げ面積）を参考に算定することが望まれます。
25	地震に対する必要壁量の算定にあたって、 $A_i$ の算定に用いる $h$ は、昭和55年建設省告示第1793号第3に定める当該建築物の高さという理解でよいか。	貴見の通りです。
26	存在壁量に算入する準耐力壁等の存在壁量が必要壁量の1/2を超える場合、「柱の折損等の脆弱的な破壊の生じないこと」をどのように確認すればよいか。	今後、確認方法を技術的助言等においてお示しする予定です。
<b>(2) ④四分割法及び柱頭・柱脚の接合方法の確認</b>		
27	各階・各方向のいずれかで必要壁量の過半を超える場合は、過半を超えていない階や方向においても準耐力壁等を考慮して四分割法及び柱頭柱脚の接合方法の検証が必要となるのか。	貴見の通りです。
28	存在壁量に算入する準耐力壁等の必要壁量に対する割合が、各階・各方向いずれも過半を超えない場合には、柱頭・柱脚の接合方法の検証については、準耐力壁等の壁倍率は0とすることができるという理解でよいか。	存在壁量に算入する準耐力壁等の必要壁量に対する割合が、各階・各方向いずれも過半を超えない場合であって、壁倍率が1.5倍を超えない準耐力壁等を用いる場合においては、柱頭・柱脚の接合方法の検証に当たって、当該準耐力壁等の壁倍率は0とすることができることとする予定です。
29	柱頭・柱脚の接合方法の検討に関して、壁倍率が1.5倍の準耐力壁が取り付く柱について金物は不要か。	壁倍率が1.5倍の準耐力壁のみで構成される壁の場合は、接合金物は不要とすることが可能ですが、壁倍率が1.5倍を超える場合は必要になります。
<b>(2) ⑤ 構造計算により安全性を確認する場合の壁量の基準の適用除外</b>		
30	「各階、各方向別の水平力を壁又は筋かいが主に負担する場合」の「壁又は	許容応力度計算を行う際に、水平力を負担する壁又は筋かいを

	筋かい」には何が該当するのか。	指します。
31	水平力全体の何割を壁又は筋かいが負担すればよいのか。また、残りの水平力はどのように負担するのか。	8割以上の水平力を壁又は筋かいが負担する必要があります。この場合、残りの水平力は壁又は筋かい以外の軸組が負担することになります。
32	倍率7を超える高耐力の壁を用いる場合は、本構造計算の対象外とありますが、その場合はどのような構造計算を行うこととなりますか。	短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が13.72kN/m(倍率7倍)を超える軸組を用いる場合は、今般の改正において措置する、壁量の基準を適用除外とする構造計算を用いることはできません。 この場合は、壁量の基準を適用除外とするためには、令第46条第2項の基準への適合が必要となります。
33	併用により壁倍率が7倍を超える軸組を使用する場合も壁量の基準を適用除外とする構造計算を用いることができないということか。	貴見の通りです。
34	昭和62年建設省告示第1899号に規定する構造計算により安全性を確認し、壁量の基準を適用除外とする場合と、令第46条第2項の規定に基づき壁量の基準を適用除外とする場合の違いについて明確にしてほしい。	今後、技術的助言等においてお示しする予定です。
35	昭和62年建設省告示第1899号に規定する構造計算により構造耐力上安全であることを確かめ、壁量の基準を適用除外とする場合には、層間変形角、偏心率の規定にも適合する必要があると考えてよいのか。	貴見の通りです。
<b>(2) ⑥ 経過措置</b>		
36	経過措置期間中に旧基準で建てられた建築物について、確認申請書等で分かるようになるのか。	建築基準法に基づく告示に関する経過措置を適用し、旧基準を用いて建築する場合は、申請者において確認申請書にその旨を明示していただくよう、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)に定める確認申請書の様式を改正することを予

		定しております。
37	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）による4号特例の廃止については、経過措置は設けないということによいか。	貴見の通りです。
38	壁量の基準等の経過措置の適用にあたって、改正後の基準により難いと認められるのはどのような場合か。	新基準に適合させるための設計の変更に時間を要する場合などが考えられます。
<b>(2) その他</b>		
39	風圧力に対する壁量検討について言及されていないが、風圧力に対する壁量検討について変更はないか。	風圧力に対する壁量検討については変更ありません。
<b>(3) 柱頭・柱脚の仕口の構造方法の見直し</b>		
40	階高が3.2mを超える場合は、柱頭・柱脚の接合方法はN値計算法により確認することとなるのか。	貴見の通りです。
41	N値計算法については、どのような見直しを行うのか。	今後、技術的助言等においてお示しする予定です。
42	平成12年建設省告示第1460号の表3の仕様に長ほぞ差し割り楔打ち、重ほぞ差し折置組、柱勝ち蟻落としても追加してほしい。	今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。
<b>I-2. 鉛直方向壁量充足率の位置付け</b>		
43	風圧力が地震力より大きくなる場合でも地震力に対する必要壁量により壁量充足率を算定するのか。	貴見の通りです。
44	鉛直方向壁量充足率の検証の際の準耐力壁等の取扱いは、壁量計算における存在壁量の算定の際と同じとしてよいか。	貴見の通りです。
45	昭和62年建設省告示第1899号に規定する構造計算により構造耐力上安全であることを確認して壁量の基準が適用除外される場合においては各階の壁量充足率が1.0を下回ってもよいか。	貴見の通りです。



46	剛性率の検証を行うことは容易と考えられることから、鉛直方向壁量充足率の検証は不要ではないか。	これまで高度な構造計算が求められていた階数3の木造建築物で高さが13mを超え16m以下のものについて、2級建築士においても対応できるよう、簡易な構造計算に加えて、鉛直方向壁量充足率の検証を求めることとしております。なお、剛性率の確認を行うことで、鉛直方向壁量充足率の検証は適用除外となります。
<b>1-3. 柱の小径基準の見直し</b>		
47	必要な柱の小径の算定式における $W_d$ に関して「当該階が負担する単位面積あたりの固定荷重と積載荷重の和」とはどのような意味か。	「当該階が負担する単位面積あたりの固定荷重と積載荷重の和」とは、例えば、2階建て住宅における1階の柱の検討においては、1階の中間高さよりも上部に存在する屋根、外壁、床等の固定荷重及び積載荷重を1階の床面積で除した値です。なお、積載荷重は令第85条の表の(ろ)欄「大ばり、柱又は基礎の構造計算をする場合」の値を用います。
48	柱の小径の基準においては長期荷重のみを想定すればよいか。	貴見の通りです。なお、現行の建築基準法上、積雪荷重は考慮しておらず、これまでの実態や被害の状況などを踏まえ、今般の改正後においても引き続き、柱の小径の検討に際し、積雪荷重は考慮しない方針としております。
49	柱のめり込みの検討は不要か。	柱のめり込みについて、現時点で基準化の予定はありません。構造計画上の一定の留意事項等については、最新の知見を反映させ、技術的助言等で周知を図ることにより、適切な構造計画の採用を推進してまいります。
50	必要な柱の小径を算定する式は一定の仮定を前提とした式と説明されているが、式を採用する適用条件はあるか。	今後、技術的助言等においてお示しする予定です。なお、(公財)日本住宅・木材技術センターのホームページにおいて公表されている設計支援ツール(案)内の「表計算ツールの解説・注意事項」に諸条件をお示ししているところです。

51	柱を拘束し座屈防止効果を期待できる壁とはどのような壁か。	今後、技術的助言等においてお示しする予定です。
<b>I - 5. 学校の木造の校舎に係る柱、軸組等の基準</b>		
	ご意見なし	